

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月5日

名取市長 佐々木 一十郎

1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工事番号 第43号
(2) 工事名 下増田地区防災集団移転促進事業移転先団地造成工事
(3) 工事場所 名取市 下増田字前田、飯塚地内
(4) 工期 契約締結の翌日から平成26年3月31日まで
(5) 入札担当課 名取市総務部財政課
(6) 工事担当課 名取市震災復興部復興まちづくり課
(7) 工事概要 団地造成工事A=62,919m²
盛土V=174,400 m³、擁壁(H=1.5~2.1m)L=618m、地盤改良(表層固結工法)V=18,430 m³、道路舗装A=9,200 m²、道路側溝(U300)L=2,000m、勾配可変側溝(300)L=1,200m、雨水管渠(口600~1100)L=340m、既設水路付け替え(口1200)L=550m、公園1箇所A=1,900 m²、防災調整池1箇所、水道施設(Φ75,150)L=1,800m、防火貯水槽1基
(8) 契約条件 ① 名取市契約規則による
② 契約保証金 契約金額の10%の額(調査基準価格以下の場合は30%の額)
③ 前払金 有(40%以内)
④ 支払方法 出来高部分払無(一回) 完成払
⑤ 名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和39年名取市条例第3号)の規定により、市議会の議決に付さなくてはならない契約については、入札後、仮契約を締結し、市議会の議決を得たときに契約が成立するものとし、否決されたときは、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで損害が生じた場合でも、名取市は一切の責任を負わない。
(9) 入札方法 制限付き一般競争入札 事前審査型

2 入札参加資格

当該対象工事に対応する工事種類について、平成25・26年度名取市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木一式工事について、建設工事業の許可を受けている者2者で自主結成し、名取市建設工事共同企業体運用基準に基づく審査により特定建設工事共同企業体の資格があると認められた者とする。

(1) 代表者となるもの

- ① 建設業法第3条第2項に規定する土木一式工事の特定建設業者で、宮城県内に同条第1項に規定する営業所を有する者であること。
② 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事の総合評定値(P)が1,150点以上の者であること。
③ 当該対象工事に建設業法(昭和24年法律第100号)第26条による専任の監理技術者等必要かつ適正な人員を配置することができる者であること。

- ④ 過去10年間において、当該工事と同種（宅地造成、地盤改良等）工事を元請として施工した実績があること。

（2）第2位の者

- ① 建設工事業の許可を受けている者であること。
- ② 建設業法第3条第1項に規定する本社（本店）、支店、営業所等を名取市内に有する者であること。
- ③ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事の総合評定値（P）が750点以上の者であること。
- ④ 当該対象工事に建設業法第26条による専任の主任技術者等必要かつ適正な人員を配置することができる者であること。
- ⑤ 名取市建設工事共同企業体運用基準第6条第1項第3号の規定にかかわらず、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があること。

（3）共通事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 名取市登録業者に対する指名停止基準第3条第1項の規定による指名停止の期間中でない者であること。
- （4）名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平20年10月29日名取市告示第121号）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- ① 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 入札参加資格の確認等

入札参加申請者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び次の添付書類を、各1部持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 添付書類

- ① 共同企業体に係る競争入札資格審査申請書（様式第2号）
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書写し（全文）＊様式7号参照
 - ③ 委任状（様式第8号）
 - ④ 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
 - * 添付書類：主任（監理）技術者の合格証明書・監理技術者資格者証（表裏両面）・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し
 - ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し（直近のもの）構成員全員のもの。
 - ⑥ 類似工事の施工実績調書（様式第6号）
 - ⑦ 特定建設業の許可書の写し又は許可証明書（当該対象工事に限る。）
 - * 第2位のものは、特定又は一般を問わない。
- (2) 提出先 名取市総務部財政課契約係
- (3) 提出期間 平成25年8月19日（月）から平成25年8月21日（水）まで
※ ただし、名取市の休日を定める条例（平成元年名取市条例第16号）第1条に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。（以下、4(1)、5(1)、5(3)において同様とする。）
- (4) 入札参加資格の審査結果の通知
- ① 入札参加資格の審査は、名取市競争入札実施要綱第7条及び名取市建設工事共同企業体運用基準第6条の規定により審査する。
 - ② 入札参加資格の審査結果については、平成25年8月28日（水）に入札参加資格確認通知書により通知する。また、入札参加資格を有すると認められなかった者には理由を付す。
 - ③ 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

4 設計図書の閲覧及び貸出

- (1) 閲覧期間 平成25年8月5日（月）から平成25年9月4日（水）まで。
- (2) 閲覧場所 名取市役所 4階閲覧室（財政課前エレベーター脇）
- (3) 貸出 設計図書等の貸出は、半日を限度とする。

5 設計図書に関する質問等

- (1) 受付期間 平成25年8月5日（月）から平成25年8月29日（木）まで
 - * 質問は指定の用紙（様式第9号）で社印を押印し、名取市役所4階財政課まで持参のこと。社印のない場合は無効とする。なお、質問が無い場合は、連絡不要。
- (2) 受付場所 総務部財政課契約係
- (3) 質問回答 平成25年9月2日（月）から平成25年9月4日（水）まで、閲覧室（財政課前エレベーター脇）において閲覧に供する。
 - * 入札参加者は、全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。

6 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 平成25年9月5日（木）午前10時00分
- (2) 場所 名取市役所 5階第一会議室
 - * 郵送する「入札参加確認通知書」を持参すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 初度の入札において予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ 2 回を限度とする。
- (5) 郵送及び電報による入札は、認めない。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の確認等で審査した結果、入札参加資格を有する者の数が 2 に満たない場合、または、十分な競争性を確保し得ないと判断する場合には、当該制限付き一般競争入札を取り止めことがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

10 低入札価格調査要綱の適用

本公告の工事については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断する必要がある場合は、名取市低入札価格調査制度実施要綱（平成 14 年名取市告示第 34 号）を適用するものとする。

11 落札者の決定

- (1) 落札者の決定方法については、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、前記 10 の適用を受ける場合はこの限りでない。
- (2) 入札結果が確定した場合は、その結果を名取市役所財政課及び市のホームページにて公表する。

12 その他

- (1) 入札参加者は、名取市建設工事競争入札参加心得（平成 21 年名取市告示第 11 号）を遵守すること。
- (2) 閲覧に供する設計図書には、積算時に文字等の記入はしないこと。
- (3) 入札終了後、設計内訳書の提示を求める場合がある。ただし、入札会場への持参は不要とする。

13 連絡先

※ 不明な点については、名取市総務部財政課契約係に照会のこと。

（名取市総務部財政課契約係 電話：022-384-2111 内線 435・431）

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

名取市長様

申請人住所

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

電話番号

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は建設業法及び入札公告の条件に従い適正に技術者を配置することを誓約します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 添付書類

① 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書

※ 添付書類：協定書（写し）、委任状

② 配置予定の技術者に関する調書

※ 添付書類：配置予定技術者の合格証明書の写し等

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し（直近のもの）

④ 類似工事の施工実績調書

⑤ 特定建設業の許可書の写し又は許可証明書（当該対象工種に限る。）

⑥ 承認書等送付用封筒

送付希望先の住所、宛名等を明記の上、80円切手を貼付する。（長形3号）

※ 申請書は1部を提出のこと。

なお、申請書類一式をホチキス等でまとめて綴じること。袋とじの必要はない。

(様式第2号)

共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

名取市長様

名称 _____ 共同企業体

共同企業体代表者

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

印

共同企業体構成員

1 住所 _____

1 商号又は名称 _____

1 代表者氏名 _____

印

2 住所 _____

2 商号又は名称 _____

2 代表者氏名 _____

印

3 住所 _____

3 商号又は名称 _____

3 代表者氏名 _____

印

今般、連帶責任によって下記工事の共同施工を行いたく、 _____
を代表とする _____

共同企業体を結成したので、名取市建設工事条件付一般競争入札試行実施要綱に基づく審査
を申請します。

工事名 _____

構成員の名称	建設業の許可番号 許可年月日	名取市入札参加 資格承認番号

(様式第7号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同して営むことを目的とする。

- (1) 名取市発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社	○○%
○○建設株式会社	○○%
○○建設株式会社	○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残

存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあったときは、各構成員は連帯してその責に任するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり○○建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

(様式第8号)

委任状

名取市長様

共同企業体の名称 企業体

共同企業体構成員

住 所

届出済使用印

商号又は名称

代表者職氏名

共同企業体構成員

住 所

届出済使用印

商号又は名称

代表者職氏名

共同企業体構成員

住 所

届出済使用印

商号又は名称

代表者職氏名

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者

共同企業体構成員

住 所

届出済使用印

商号又は名称

代表者職氏名

委任事項

(工事名) 第 号

- 1 見積、入札に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約金、保証金及び前払金及び前払金の請求、受領に関する件
- 4 復代理人専任の件

(様式第3号)

配置予定の技術者に関する調書

(共同企業体の代表者用)

主任技術者・監理技術者	会社名	
	氏名(フリガナ)	
	資格名称(注1:該当条項)	
	免許又は認定番号(注2)	
	監理技術者資格者証番号	
	施工管理経験(注3・類似工事)	工事名
	発注者	
	契約金額	
	工期	
	受注形態(注4)	<input type="checkbox"/> 単体・ <input type="checkbox"/> 共同企業体(<input type="checkbox"/> 代表者・ <input type="checkbox"/> 構成員:出資比率%)
	工事内容	

注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ、又は同法第15条第2号又はハに該当する場合、資格名称欄には該当する条項に基づき記入してください。

注2 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ又は同法第15条第2号又はハに該当する場合、免許又は認定番号欄は空欄としてください。

注3 施工管理経験の欄には、類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 受注形態の欄には、単体又は共同企業体で受注の区分を記入してください。また、共同企業体での受注の場合は、代表者か構成員かの区分を明記するとともに、出資比率も明記してください。

(様式第3号)

配置予定の技術者に関する調書

(共同企業体の代表者以外の構成員用)

主任 技術者・監理 技術者	会社名	
	氏名(フリガナ)	
	資格名称(注1:該当条項)	
	免許又は認定番号(注2)	
	監理技術者資格者証番号	
	施工管理経験 (注3・類似工事)	工事名
発注者		
契約金額		
工期		
受注形態(注4)		<input type="checkbox"/> 単体・ <input type="checkbox"/> 共同企業体(□代表者・□構成員:出資比率%)
工事内容		

注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ、又は同法第15条第2号又はハに該当する場合、資格名称欄には該当する条項に基づき記入してください。

注2 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ又は同法第15条第2号又はハに該当する場合、免許又は認定番号欄は空欄としてください。

注3 施工管理経験の欄には、類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 受注形態の欄には、単体又は共同企業体で受注の区分を記入してください。また、共同企業体での受注の場合は、代表者か構成員かの区分を明記するとともに、出資比率も明記してください。

(様式第6号)

類似工事の施工実績調書

(共同企業体の代表者用)

工事名		
発注者		
施工場所	都道府県	市町村
契約金額	円 (共同企業体の場合は、出資比率である分)	
工期	年 月 日	年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体	<input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容		

工事名		
発注者		
施工場所	都道府県	市町村
契約金額	円 (共同企業体の場合は、出資比率である分)	
工期	年 月 日	年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体	<input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容		

注1 施工実績は1件以上あれば可とします。

注2 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準について的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。

注3 名取市発注以外の工事については、当該工事内容の判る図面・仕様書の他に、契約書の写し又は施工証明書(当該工事が共同企業体での受注の場合は、共同企業体協定書の写しを添付のこと。)或いは(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス「コリンズ」の登録データの写しを添付してください。

(様式第9号)

設計図書に対する質問書

工事件名

商号又は名称

代表者氏名

※ 回答については、閲覧とする。

◎ 申請書類の記入について（共同企業体用）

入札参加申請に必要な書類については、各様式欄外の注意書き及び次に示す要領で記入・作成してください。

工事名 第43号 下増田地区防災集団移転促進事業移転先団地造成工事

1 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

申請人は共同企業体の代表者となります。

(例) 申請人住所 — 共同企業体の代表者の事業所所在地を記入

商号又は名称 — ○○建設△△工務店建設工事共同企業体（特定は省く）

代表者職氏名 — 代表者 ○○建設株式会社

代表取締役 □□ □□

電話番号 — 共同企業体の代表者の電話番号を記入

2 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

(1) 共同企業体の名称については、「特定」を省いてください。

(例)

○○建設△△工務店建設工事共同企業体

↓

○○建設△△工務店建設工事共同企業体（特定は省く。）

(2) 申請書の添付書類として次に掲げる書類を作成し、袋とじにて提出してください。

① 協定書（写し）

② 委任状

3 配置予定の技術者に関する調書

(1) 入札公告の入札参加資格に掲げる配置予定の技術者について記入してください。

(2) 各欄の記入方法

① 主任技術者及び監理技術者の「資格名称」欄及び「免許又は認定番号」欄

当該主任技術者及び監理技術者が有する国家資格名称及び国家資格番号を記入してください。

② 専任の技術者の「資格名称」欄及び「免許又は認定番号」欄

資格名称は「一級土木施工管理技士」及び「その他の資格名称」を記入し、免許又は認定番号にはそれぞれの資格番号を記入してください。

③ 類似施工管理経験の欄

類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

4 その他

申請書類については、共同企業体の代表者が取りまとめのうえ提出してください。

○名取市建設工事共同企業体運用基準

(平成 6 年名取市告示第 30 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、別に定めがあるもののほか、市の発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

- 2 この基準において「特定建設工事共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- 3 この基準において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第 3 条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

2 共同企業体を活用する場合には、名取市建設工事の競争入札参加者の資格を定める基準(平成 6 年名取市告示第 27 号)別表第 1 格付基準(以下「格付基準」という。)の適正な運用を図るものとする。

第 2 章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第 4 条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める設計額以上の工事のうちその内容を勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められる工事とする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 土木工事 | 5 千万円 |
| (2) 建築工事 | 1 億円 |

2 前項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るために特に技術力を結集する必要があると認められる工事については、特定建設工事共同企業体により施工することができる。

(構成員の数)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とする。ただし、前条第 1 項の金額を大幅に超える工事であって、多数の技術力を結集する必要があるものについては、構成員の数を 4 社又は 5 社とすることができます。

(構成員の資格)

第 6 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 名取市の競争入札参加資格を有すること。

- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

（結成方法）

第7条 特定建設工事共同企業体の結成は、原則として自主結成によるものとする。

（構成員の組合せ）

第8条 特定建設工事共同企業体の組合せは、格付基準の最上位の級に格付されている者のみ、又は最上位の級及び第2位の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の第3位の級に格付されている者で十分な施工能力があると認められる者についても、構成員とすることができる。

（代表者）

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者でなければならないものとする。

（出資割合）

第10条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上で以上でなければならない。

- (1) 二社の場合 30パーセント
- (2) 三者の場合 20パーセント
- (3) 四社の場合 15パーセント
- (4) 五社の場合 10パーセント

（入札参加資格審査申請）

第11条 競争入札に参加しようとする建設業者は、特定建設工事共同企業体を結成し、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（ただし、一般競争入札に参加しようとする者にあっては、別に定める申請書）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 一つの建設業者が一つの発注工事について競争入札参加資格審査申請を行うことができる特定建設工事共同企業体の数は、一つとする。

（入札参加資格審査）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査をし適切と認めた場合には、参加資格を承認し、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書を代表者に交付するものとする。

（指名競争入札）

第 13 条 財政課長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、前条の規定により承認を受けた者から、指名するものとする。

(共同企業体数が不足する場合の補充)

第 14 条 前条の規定により承認された特定建設工事共同企業体の数が名取市工事請負業者の指名基準（平成 6 年名取市公告第 21 号）第 5 項に規定する指名業者に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、補充できるものとする。

(解散の時期)

第 15 条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

第 3 章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第 16 条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、当該共同企業体の格付基準に定める等級格付に対応する請負工事金額の規模の工事とする。

(構成員の数)

第 17 条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とする。

(構成員の資格)

第 18 条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 名取市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 市内に、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する業者であること。
- (3) 競争入札参加資格審査申請する業種（以下「申請業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が 2 年以上あり、かつ、施工実績があること。
- (4) 申請業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (5) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(構成員の組合せ)

第 19 条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、申請業種に対応する工事種類の等級の同一又は直近の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の下位の級に格付されている者に十分な施工能力があると認められる場合は、等級の直近二の級に格付されている者による組合せとすることができる。

(代表者)

第 20 条 経常建設共同企業体の代表者は、市内に本社（店）をおくものとする。

(出資割合)

第 21 条 構成員の出資割合については、第 10 条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第 22 条 経常建設共同企業体は、競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、

次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格申請書
- (2) 経常建設共同企業体協定書の写し
- (3) 構成員全員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適格と認めた場合は、経常建設共同企業体競争入札参加資格承認書を交付するものとする。
- 3 前項の承認書の交付を受けた者は、市長の定める期間に限り競争入札参加資格を有するものとする。
- 4 一つの建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体は、一つとするものとする。

第4章 雜則

(特定建設業の許可の有無)

第23条 共同企業体が工事を施工する場合においては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、締結できるものとする。

(編成表等の提出)

第24条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出しなければならない。

- 2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書を提出しなければならない。

(委任)

第25条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成7年1月1日から施行する。

(名取市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

- 2 名取市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和59年名取市告示第30号）は廃止する。

附 則（平成9年告示第27号）

この基準は、平成9年5月26日から施行する。

附 則（平成9年6月2日告示第34号）

この基準は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年5月25日告示第64号）

この基準は、告示の日から施行する。